

伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱

(平成19年4月制定)

(目的)

第1条 この要綱は、グループホームを運営する法人に対し、予算の範囲内において、事業の運営に要する費用の一部を補助することにより、地域における障がい者の自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金(以下「補助金」という。)の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第17項に規定する共同生活援助(以下「共同生活援助」という。)に係る同法第29条第1項の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者のうち次に掲げるものであって、市内にグループホーム(共同生活援助を行う住居をいい、開設から3年を経過しないものに限る。)を設置するものとする。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第25条に規定する株式会社、同法第575条に基づく持分会社
- (4) その他本市において共同生活援助に係る事業を行う法人のうち市長が認める者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は前条に基づく補助金の申請を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、通知された金額の変更を受けようとするときは、伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第7条 市長は前条に基づく補助金の変更申請を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、補助金交付変更可否決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、第4条の規定による申請をした日の属する年度の翌年度4月30日までに、補助金請求書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による請求は、複数回に分けて行うことができる。

(交付)

第9条 市長は、請求書を受理した日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度終了後速やかに、伊丹市障害者グループホーム整備事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて当該補助金に係る実績を市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 利用者名簿

2 補助事業者は、交付を受けた補助金に余剰金が生じた場合は、市長の定める方法により速やかに返還しなければならない

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、この要綱に基づく補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 補助金を事業以外の目的に使用したとき。

(2) 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(加算金及び延滞金)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、その求めに係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第1項に規定する割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(事業の中止、廃止の承認)

第13条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(帳簿等の整理)

第14条 補助事業者は、事業に係る予算及び決算関係書類を、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(調査等)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

付 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成22年3月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定中「障害者

自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分及び第3条第2号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年1月17日から施行する。

別表

補助対象事業	補助項目	補助対象経費	基準額
共同生活援助事業	人件費	世話人(市内に存するグループホームに配置されている者に限り、かつ、本市から共同生活援助に係る介護給付費等の支給決定を受けている者の利用が定員の半数に満たないグループホームに配置されている者を除く。)の給料、報酬又は賃金	共同生活援助事業に係る各月の世話人給料等基準額を合計した額

備考

- 共同生活援助事業に係る世話人給料等基準額は、月額24万円に開所経過率を乗じた額に、市支給決定者率を乗じて得た額とする。
- 前項の「開所経過率」とは、グループホームの開設から経過した次に掲げる月数の区分に応じ当該各号に定める率をいい、「市支給決定者率」とは、グループホームにおいて月初日に在籍する伊丹市支給決定利用者数を総利用者数で除して得た率をいう。
 - 1月から12月まで 100分の50
 - 13月から24月まで 100分の40
 - 25月から36月まで 100分の30
 - 36月以降 100分の0
- 市支給決定者率に小数点以下の端数があるときは、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

年 月 日

伊丹市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者 印

伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金交付申請書

伊丹市障害者グループホーム整備事業について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 円
- 2 事業実施計画 別紙のとおり

(添付書類)

- (1) 事業所収支予算書
- (2) 利用者の居住に供する建物の賃貸借契約書の写し
- (3) 利用者名簿

伊丹市障害者グループホーム整備事業実施計画書

1 施設の概要

名 称	
所在地	
運営主体	
入所定員	人
利用者数	人 (内、伊丹市支給決定利用者数 人)
開設年月日 ※障害福祉サービス事業 所指定年月日	年 月 日 (開設からの経過年数 年 か月)

2 利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者数												
※												

※の段には、利用者の内、伊丹市支給決定利用者数を記入

3 人員配置体制

職種区分	氏 名	週勤務時間数	専従・兼務	基本月額報酬額
管理者				
サービス管理責任者				
世話人				
生活支援員				

4 補助金算出表

補助対象月	補助対象経費 (世話人人件費)	基準額 (月額×(開所経過率)×(市支給決定者率))	補助金申請額
4月		240,000円 × × =	
5月		240,000円 × × =	
6月		240,000円 × × =	
7月		240,000円 × × =	
8月		240,000円 × × =	
9月		240,000円 × × =	
10月		240,000円 × × =	
11月		240,000円 × × =	
12月		240,000円 × × =	
1月		240,000円 × × =	
2月		240,000円 × × =	
3月		240,000円 × × =	
		計	円

補助金申請額は、補助対象経費と基準額を比較し、少ない方の額を記入すること。

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日付で補助金の交付申請があった標記事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定の内容

(決定 ・ 不決定)

2. 交付決定額

円

3. 不決定の理由

年 月 日

伊丹市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者 印

伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた伊丹市障害者グループホーム整備事業について、下記のとおり補助金の変更を行いたいので、伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請金額 円
- 2 変更概要

変更項目	変更前	変更後
施設の概要		
利用者数		
人員配置体制		
補助金算出表		
その他		
変更年月日	年 月 日	

(添付書類)

変更事項の内容が分かる書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金交付変更可否決定通知書

年 月 日付で補助金の交付変更申請があった標記事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定の内容

(決定 ・ 不決定)

2. 交付決定額

円

3. 不決定の理由

年 月 日

伊丹市長 様

所在地
法人名
代表者

印

伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金請求書

ただし、 年度（ 月分）障害者グループホーム整備事業補助金として

補助対象事業	補助項目	金額
共同生活援助事業	1. 人件費（世話人分）	円

年 月 日付 第 号で交付決定のあった伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金について上記のとおり請求します。

(振込先)

銀行名・支店名	
口座名義人（フリガナ）	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	

様式第 6 号

年 月 日

伊丹市長 様

所在地
法人名
代表者

印

伊丹市障害者グループホーム整備事業実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた補助金に係る上記事業の実績を伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

年度障害者グループホーム整備事業実績 別紙のとおり

(添付書類)

- (1) 事業所収支決算書
- (2) 利用者名簿

伊丹市障害者グループホーム整備事業補助金実績報告書

1 施設の概要

名 称	
所在地	
運営主体	
入所定員	人
利用者数	人 (内、伊丹市支給決定利用者数 人)
開設年月日 <small>※障害福祉サービス事業所指定 年月日</small>	年 月 日 (開設からの経過年数 年 か月)

2 利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者数												
※												

※の段には、利用者の内、伊丹市の支給決定利用者数を記入

3 人員配置体制

職種区分	氏 名	週勤務時間数	専従・兼務	基本月額報酬額
管理者				
サービス管理責任者				
世話人				
生活支援員				

4 補助金算出表

補助対象月	補助対象経費 (世話人人件費)	基準額 (月額×(開所経過率)×(市支給決定者率))	補助金額
4月		240,000円× × =	
5月		240,000円× × =	
6月		240,000円× × =	
7月		240,000円× × =	
8月		240,000円× × =	
9月		240,000円× × =	
10月		240,000円× × =	
11月		240,000円× × =	
12月		240,000円× × =	
1月		240,000円× × =	
2月		240,000円× × =	
3月		240,000円× × =	
			計 円

補助金額は、補助対象経費と基準額を比較し、少ない方の額を記入すること。